



(様式例第11)

医事第23号
平成30年10月2日

神奈川県知事 殿

住 所 神奈川県小田原市久野46番地
申請者
氏 名 小田原市病院事業
小田原市長 加藤 憲一



小田原市立病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、平成29年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地
氏名	小田原市長 加藤憲一

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

小田原市立病院

3 所在の場所

〒250-8558 神奈川県小田原市久野46番地 電話 (0465) 34-3175
--

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	417床	417床



5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動機、心電計、呼吸循環監視装置、光線治療器 病床数 10床 (ICU4床、NICU6床)
化学検査室	(主な設備) 全自動生化学分析装置、全自動化学発光酵素免疫測定装置、自動血球計数分析装置
細菌検査室	(主な設備) 全自動血液培養検査装置、全自動細菌検査システム、バイオハザードキャビネット
病理検査室	(主な設備) 自動固定包埋装置、自動染色装置、電子顕微鏡、凍結切片作製装置
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、体腔液・血液吸引器、臓器写真撮影装置
研究室	(主な設備) 机、椅子、テレビ
講義室	室数 2室 収容定員 100人
図書室	室数 2室 蔵所数 2,000冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 m ² [共用室の場合] 薬剤科部長室と共用

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	69.0%	算定期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	71.7%		
算出根拠	A：紹介患者の数		8,232人
	B：初診患者の数		11,921人
	C：逆紹介患者の数		8,548人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第 13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8時30分～17時 15分	左記医師が、重症救急患者受け入れに従事。 左記勤務時間以外はNo1～4医師のローテーション勤務に加え、救急科以外の医師、麻酔科、放射線科、薬剤科等の当直体制を取っている。 (H29.7.1現在)
2	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
3	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
4	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
5	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
6	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
7	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
8	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
9	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
10	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
11	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
12	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
13	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
14	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
15	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
16	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
17	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救命救急センター看護職職員計34名がローテーション勤務を実施している。 (H29.7.1現在)
18	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	
19	看護師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	9床 (*一般病床)
専用病床	20床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救命救急センター	192㎡	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動機	可
救命救急センター循環器分室	32.1㎡	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動機	可
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	

4 備考

--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	6,142人 (2,762人)
上記以外の救急患者の数	10,873人 (1,587人)
合計	17,015人 (4,349人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

(1) 高度医療機器の共同利用を行った医療機関の延べ数 1,338機関

(2) (1)の医療機関のうち開設者と直接関係ない医療機関の延べ数 1,338機関

(3) 共同利用に係る病床の利用 平成29年度は実績なし

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

病床、高度医療機器（PET/CT、MRI、CT、骨塩定量測定器、マンモグラフィ）

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有 無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：

職種：事務

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

登録番号	医療機関名	医師名	住所	主たる診療科	地域医療病院開設者との経営上の関係
1	仁天堂医院	岡村 俊一郎	小田原市 浜町1-4-15	外科、内科	なし
2	桑田医院	桑田 昱	小田原市 南町3-1-35	産婦人科、内科、小児科	なし
3	栢山診療所	臼井 健	小田原市 曾比2653-2	外科、胃腸科、整形外科	なし
4	平原眼科クリニック	平原 敦子	小田原市 南鴨宮3-44-3	眼科	なし
5	山口耳鼻咽喉科医院	山口 潤	小田原市 浜町3-12-1	耳鼻咽喉科	なし
6	中川整形外科医院	中川 道彦	湯河原町 中央2-13-3	整形外科	なし

7	清水内科クリニック	清水 典子	小田原市 寿町2-7-6	内科、小児科	なし
8	伊藤医院	伊藤 進	小田原市 国府津3-10-4	内科、外科、皮膚科	なし
9	蛭田診療所	小澤 優樹	小田原市 蓮正寺310	内科、循環器科 小児科	なし
10	浜町小児科医院	遠藤 徳之	小田原市 浜町1-14-3	小児科	なし
11	石井医院	石井 出	小田原市 久野1110-1	内科	なし
12	西湘病院	原 俊介	小田原市 扇町1-16-35	内科	なし
13	窪倉医院	窪倉 俊隆	小田原市 扇町1-12-18	内科、小児科、皮膚科	なし
14	後藤耳鼻咽喉科クリニック	後藤 領	湯河原町 中央2-5-6	耳鼻咽喉科	なし
15	渡邊内科クリニック	渡邊 清治	小田原市 栄町1-2-8 八百源ビル 1F	内科、消化器内科 放射線科	なし
16	クリニック山田	山田 弘明	小田原市 南鴨宮3-12-4小島ビル 2F	心療内科	なし
17	樹こどもクリニック	杉森 美代子	開成町 吉田島4320-2 3F	小児科	なし
18	菱木医院	菱木 達明	小田原市 栢山2823-4	産婦	なし
19	窪倉神経更正院	窪倉 明雄	小田原市 久野237	神経科、内科、心療内科	なし
20	井上医院	井上 曜三郎	小田原市 飯泉18-3	内科、外科、放射線科	なし
21	井上医院	井上 昌彦	小田原市 飯泉18-3	内科、神経内科、小児科、リハビリ科	なし
22	かものみや耳鼻咽喉科	鈴木 正彦	小田原市 南鴨宮3-33-16	耳鼻咽喉科	なし
23	土屋医院	土屋 眞	箱根町 湯本613	内科	なし
24	木内医院	清水 昭男	小田原市 堀之内16	内科、病理	なし
25	木内医院	清水 充世	小田原市 堀之内16	内科、外科、皮膚科	なし
26	横田小児科医院	横田 俊一郎	小田原市 北ノ窪515-3	小児科	なし
27	富田医院	富田 さつき	小田原市 曾我別所777-6	内科	なし
28	小澤病院	小澤 顯一	小田原市 本町1-1-17	内科、循環器科、血液内科、整形外科、外科、呼吸器外科、婦人科、眼科、麻酔科ペインクリニック、リハ科、消化器内科、消化器外科、放射線科、泌尿器科、皮膚科、リウマチ科、歯科口腔外科呼吸器内科、透析科	なし
29	耳鼻咽喉科濱田医院	濱田 敬永	小田原市 本町1-4-10	耳鼻咽喉科、気管食道	なし
30	郷医院箱根小涌園診療所	郷 辰彦	箱根町 二の平1274-84	内科、小児科、リハビリ科	なし

31	福井内科消化器科クリニック	福井 光治郎	小田原市 中里392-1	内科、消化器科、放射線科	なし
32	武井内科医院	武井 和夫	小田原市 国府津4-3-19	内科、神経内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、小児科	なし
33	尾泉内科医院	尾泉 博	箱根町 宮城野622	内科、小児科	なし
34	村田医院	村田 一成	小田原市 栢山473	内科、皮膚科、小児科、リハビリ科、麻酔科	なし
35	渡辺医院	渡辺 明人	小田原市 中曾根78	外科、内科、脳神経外科	なし
36	川邊小児科内科医院	川邊 修二	小田原市 酒匂5-13-38	小児科、内科、皮膚科	なし
37	山屋整形外科医院	山屋 彰男	小田原市 飯泉804-21	整形外科、リハ科	なし
38	山屋整形外科医院	山屋 智康	小田原市 飯泉804-21	整形外科	なし
39	五十子内科医院	五十子 高寿	湯河原町 土肥2-13-19	一般内科、消化器科	なし
40	やまざき小児科医院	山崎 伸	小田原市 高田309-1	小児科	なし
41	山口医院	山口 浩	小田原市 酒匂1402-1	内科、循環器科	なし
42	加藤小児科医院	加藤 正雄	小田原市 堀之内218-3	小児科、アレルギー科	なし
43	森本内科医院	森本 武志	小田原市 荻窪472	内科	なし
44	森本内科医院	森本 浩司	小田原市 荻窪472	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、胃腸科	なし
45	あすなろクリニック	高橋 由利子	小田原市 南鴨宮3-19-13	小児科、アレルギー科	なし
46	川上医院	川上 寧	小田原市 飯田岡371-1	泌尿器科、内科、皮膚科	なし
47	いのうえクリニック	井上 育夫	南足柄市 沼田97-1 ラファミー1F	胃腸科、外科、内科、肛門科	なし
48	富士フィルム健康管理センター	志和 忠志	南足柄市 狩野681	内科、歯科	なし
49	富士フィルム健康管理センター	野村 正征	南足柄市 狩野681	内科、歯科	なし
50	いずみ耳鼻咽喉科医院	関口 美也子	南足柄市 関本565-5	耳鼻咽喉科	なし
51	遠藤耳鼻咽喉科医院	遠藤 圭介	開成町 吉田島4364-4 アールツービル2F	耳鼻咽喉科	なし
52	こうの内科クリニック	河野 典博	南足柄市 岩原180-1	内科、呼吸器科	なし
53	くりた眼科クリニック	栗田 正幸	小田原市 栄町1-14-9 NTビル I 2F	眼科	なし

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	17床
--------------	-----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

(1) 小田原市立病院緩和ケア研修会 (1回 17人)
(2) 緩和医療を考える会 (4回 265人)
(3) 小田原整形外科学術講演会 (2回 67人)
(4) 小田原産婦人科医会 (3回 43人)
(5) 小田原地域看護連絡会議 (4回 221人)
(6) 小田原市立病院SW研修会 (1回 27人)
(7) 小田原市立病院オープンセミナー (5回 9人)

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	20回
(2) (1) の合計研修者数	649人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有・無

イ 研修委員会設置の有無 有・無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	医師	耳鼻いんこう科	副院長	35年	教育責任者
	医師	小児科	副院長	25年	
	医師	がん検診科	病院長補佐	34年	
	医師	整形外科	病院長補佐	31年	
	医師	外科	診療部長	26年	
	医師	循環器内科	診療部長	18年	
	医師	救急科	診療部長	18年	
	医師	産婦人科	主任部長	32年	
	医師	消化器内科	科部長	20年	
	医師	放射線科	主任部長	34年	
	医師	呼吸器内科	医長	11年	

	医師	心身医療科	主任部長	27年	
	医師	消化器内科	主任部長	24年	
	医師	脳神経外科	主任部長	21年	
	医師	泌尿器科	主任部長	34年	
	医師	眼科	科科長	9年	
	医師	皮膚科	主任部長	24年	
	医師	腎臓内科	科部長	21年	
	医師	病理診断 臨床検査科	主任部長	35年	
	医師	呼吸器外科	医師	8年	
	医師	糖尿病内分 泌内科	科部長	13年	
	医師	麻酔科	主任部長	31年	
	医師	外科	部長	26年	
	医師	整形外科	担当部長	26年	
	医師	形成外科	担当部長	41年	
	医師	緩和ケア科	主任部長	20年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
会議室	130㎡	(主な設備) スクリーン、音響、机、椅子
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	川口 竹男 (病院長)
管理担当者氏名	(診療録管理委員会代表者)

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		医事課 担当部署、又は 病歴室にて保管	<ul style="list-style-type: none"> 病名についてはICD10コードによる分類。 診療録等については患者ID番号順に病歴室に保管。
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療相談室及び各担当部署	
	救急医療の提供の実績	救命救急センター	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室	
	閲覧実績	病歴室	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	川口 竹男 (病院長)
閲覧担当者氏名	各担当代表者 r
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室、医事課
<p>閲覧の手続の概要</p> <p><診療に関する諸記録・病院の管理及び運営に関する諸記録のうち、厚生労働省令で定める下記の情報について、閲覧を行う。></p> <p>1 共同利用の実績 (所管：地域医療連携室)</p> <p>2 救急医療の提供の実績 (所管：医事課)</p> <p>3 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績 (所管：地域医療連携室)</p> <p>4 閲覧実績 (所管：地域医療連携室)</p> <p>5 紹介患者に対する医療提供の実績の数 (所管：地域医療連携室)</p> <p>6 他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数 (所管：地域医療連携室)</p>	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回	
委員会における議論の概要		
小田原市立病院地域連絡会議 日時：平成29年7月12日 19時から 平成29年11月30日 アンケート方式による当院への意見の収集 平成30年2月14日 18時から 平成30年3月29日 文書送付による情報提供 議題：大腿骨近位部骨折治療の地域連携について がん患者の治療に関する地域連携について 地域医療機関間の連携について 小田原市立病院の広報について 等		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（病棟）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	看護師、医療ソーシャルワーカー、事務員
患者相談件数	15,182件
患者相談の概要	
地域医療相談室における相談件数及び相談内容内訳	
1 相談人数（延人数）	
(1) 院内の相談	13,051件
(2) 院外の相談	56件
(3) 外来の相談	1,125件
(4) 電話の相談	155件
合計	14,387件
2 相談件数	
(1) 受診受療に関する相談	534件
(2) 退院調整に関する相談	12,636件
(3) 地域活動に関する相談	37件
(4) 社会復帰に関する相談	30件
(5) 経済問題に関する相談	885件
(6) 心理的社会的事項に関する相談	982件
(7) その他の相談	78件
合計	15,182件
* 1人の相談者から複数の相談内容を受ける場合があり、1と2の合計は一致しない。	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有 無
<p><評価を行った機関名、評価を受けた時期></p> <ul style="list-style-type: none">平成22年8月6日付けで (財) 日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を受けた。 (認定第JC0535-02号)平成27年1月26日・27日、病院機能評価 (機能種別版評価項目3rdG:ver. 1.0) を受審し、平成27年6月5日認定を受けた。	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有 無
<ul style="list-style-type: none">小田原市立病院ホームページ、市広報誌等により、当院の役割や機能に関する情報を発信した。病院情報誌により、当院の診療内容等の情報を発信した。<ul style="list-style-type: none">① 小田原市立病院診療科ガイド② 地域医療連携だより「きずな」③ 病院広報誌「エール」	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有 無
<p>【退院調整部門の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">保健師、看護師、医療ソーシャルワーカー等が所属する地域医療連携室において、転院調整や在宅調整など退院調整を行っている。各病棟に配置した病棟リンクナースが、地域医療連携室の職員と連携し退院に向けた支援を行っている。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有 無
<p>【策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み】</p> <p>(1) 脳卒中地域連携クリティカルパス</p> <ul style="list-style-type: none">・県西部を中心とした脳卒中連携パス連絡会に加盟している。・パスに記載された診療計画に沿って連携先医療機関において診療やリハビリを受ける。・診療経過などパス記載の情報を連携先医療機関同士で共有する。 <p>(2) 大腿骨頸部骨折地域連携クリティカルパス</p> <ul style="list-style-type: none">・平成27年9月、当院より近隣の回復期病院に持ち掛け、小田原大腿骨頸部骨折地域連携パスを発足した。平成28年1月、足柄上病院が当院と同じ急性期病院として加盟し、現在に至っている。・その他の概要は「脳卒中」と同様である。 <p>(3) がん地域連携クリティカルパス（神奈川県医療連携手帳）</p> <ul style="list-style-type: none">・5大がん（胃・大腸・乳・肺・肝）のうち、胃がん、大腸がん、乳がん、肺がんについて、5年又は10年先までの診療計画を示し、患者が安心して体系的、一体的な医療を受けることを可能とした。・かかりつけ医と連携元病院とで治療経過を共有でき患者は適切な診療を受けることができる。	

○小田原市立病院開放型病床設置要綱

(平成17年9月1日)

小田原市立病院開放型病床設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市立病院処務規則(昭和41年小田原市規則第36号)第14条の規定に基づき、開放型病床の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小田原市立病院は、地域医療機関の医師と共同して入院による診療を行い、もって病診連携の推進を図るため開放型病床を設置する。

2 設置する開放型病床数及び設置する病棟については別に病院長が定める。

(協定)

第3条 開放型病床の円滑な運営を図るため別に小田原医師会と協定を締結するものとする。

2 関係職員は、開放型病床の目的を達成するため前項の協定を遵守するよう努めなければならない。

(登録医)

第4条 開放型病床の円滑な管理運営を行うため登録医制度を設ける。登録医は、小田原医師会の所属する医師及び病院長が特に認めた者のうち、登録医となるための申請を行い、登録を認められた者とする。

2 登録医となろうとする者は、別に定める様式(様式1)を用い申請を行わなければならない。

3 病院長は、登録医の申請を行った者に対して別に定める様式(様式2)により登録医証を発行するものとする。

4 登録医の登録期間は登録の日から登録の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に申し出のない場合は、さらに1年間登録期間を延長することができる。

(入院の手続)

第5条 自己の診療する患者を開放型病床に入院させようとする登録医は、別に定める様式(様式3)により申込みを行うものとする。

2 登録医からの申込みがあった場合には、空床を確認の上、担当医、病棟、病室、入院日等を決定し別に定める様式(様式4)により速やかに申込みのあった登録医に回

答するものとする。

(共同診療)

第6条 共同で診療、指導等を行うに当たっては当院担当医が主治医、登録医が副主治医とする。

2 登録医等と共同で診療、指導等を行った医師は、その旨を診療録に記載しなければならない。

(庶務)

第7条 開放型病床の運営に関する事務は、病院長が指名する職員が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、開放型病床の設置及び運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。